

太宰府市景観形成ガイドライン

一景観育成地区「天満宮と宰府宿地区編」一

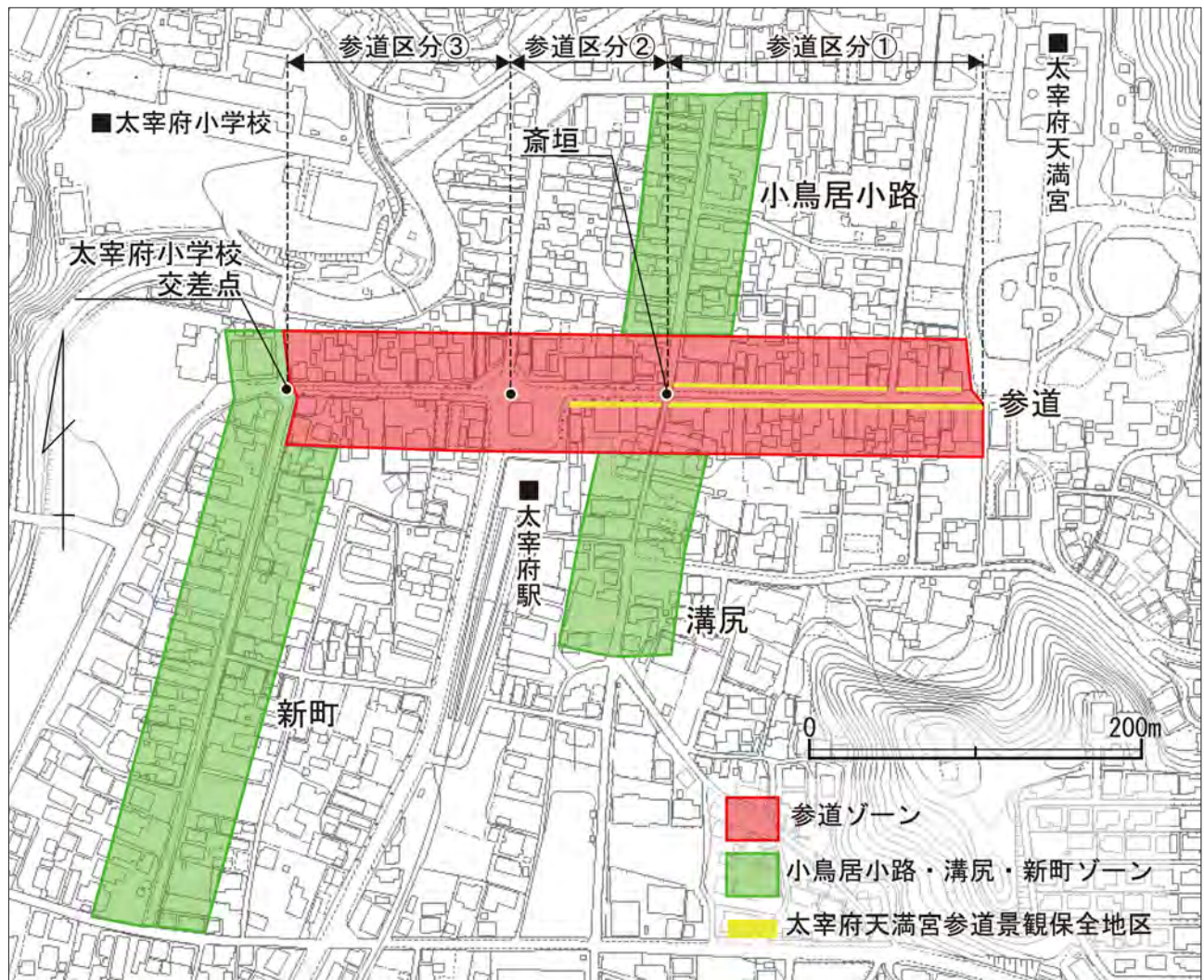
目 次

はじめに・位置づけ	・ ・ 2
第1章「天満宮と宰府宿」地区における歴史的景観	・ ・ 3
1. 沿革と特色	・ ・ 3
(1) 沿革	・ ・ 3
(2) 宰府宿の現況と特色	・ ・ 4
■太宰府にある歴史的建築物に見る意匠、ならびに歴史的建築物に合わせた意匠	・ ・ 9
(3) 歴史的建築物の特性	・ ・ 14
第2章 区域内の景観づくりの方針	・ ・ 17
1. 区域内における景観づくり	・ ・ 18
(1) 参道ゾーン（参道区分①②）	・ ・ 18
(2) 小鳥居小路 - 溝尻ゾーン、参道ゾーン（参道区分③）および新町ゾーン	・ ・ 18
2. 建築物個別の景観づくり	・ ・ 18
(1) 歴史的建築物の修理・修景の方針	・ ・ 18
(2) 歴史的建築物以外の建築物の修景の方針	・ ・ 18
3. 区域内における景観重要建造物指定の基準	・ ・ 19
第3章 区域内の景観づくりのため、特に必要と認められる助成措置等	・ ・ 20
1. 区域内における建築物修理修景の技術的基準	・ ・ 21
(1) 歴史的建築物	・ ・ 21
(2) 歴史的建築物以外の建築物	・ ・ 21
2. 景観重要建造物である家屋及びその敷地の評価	・ ・ 28
第4章 関連資料	・ ・ 29
1. 補助金交付までの手続き	・ ・ 29
2. 太宰府市景観育成地区「天満宮と宰府宿地区」修景許可基準チェックリスト	・ ・ 30
3. 太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例	・ ・ 32
4. 太宰府市街なみ整備助成事業補助金交付規則	・ ・ 33
5. 本ガイドラインにおける用語解説	・ ・ 35

はじめに・位置づけ

太宰府市では、景観と歴史のまちづくりを実践するために、平成 22 年 12 月に景観法に基づく「太宰府市景観まちづくり計画・景観計画」を策定し、併せて「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」を施行し、良好な景観の保全と創造を実現するため運用を開始しました。さらに、平成 29 年 4 月には、屋外広告物ならびに特定屋内広告物の景観づくりを進めるための「太宰府市屋外広告物等に関する条例」を施行し、併せて景観計画の見直しも実施してきています。

本ガイドラインは、景観計画に定める 2 つの景観育成地区のうち、近世以降盛んになった「さいふまいり」の風情を今に伝える歴史的建築物が残り、昨今の来訪者急増を受け「天満宮と宰府宿」地区の中で社会変化が著しい太宰府天満宮参道景観保全地区（以下、「保全地区」とする）を含む参道ゾーンならびに小鳥居小路・溝尻・新町ゾーン（以下、「区域内」とする）の景観づくりについて指針とすべく作成するものです。



景観育成地区「天満宮と宰府宿」地区内の育成ゾーン区分図
※各ゾーンは、道路境界から 30m の範囲

【区分】

参道ゾーンは、歴史性から 3 つの区域に区分します。（以下、本文中では「参道区分」とします。）

- ①天満宮から^{いがき}齋垣まで
- ②齋垣から県道筑紫野古賀線まで
- ③県道筑紫野古賀線から太宰府小学校交差点まで

【太宰府天満宮参道景観保全地区】

後述する下屋庇等の景観保全を目的として、建築基準法第 4 4 条を緩和するために設定した範囲

第1章 「天満宮と宰府宿」地区における歴史的景観

1. 沿革と特色

(1) 沿革

太宰府天満宮（以下「天満宮」とする）は、平安時代より「学問の神」菅原道真公の墓所の上に社殿を造り、その御霊を祀った神社で、「神幸式」、「鬼すべ」、「うそ替え」といった多くの伝統行事が、受け継がれています。

この天満宮に詣でる「さいふ（宰府）まいり」は、江戸時代に記された多くの紀行文に登場し、学問の神信仰として流行した天満宮参詣と観光を兼ねたものです。今も多くの人で賑う天満宮の門前には、江戸から昭和前期に建てられた歴史的建造物（「太宰府市歴史的風致維持向上計画」に規定する歴史的風致形成建造物ならびに歴史的風致形成建造物候補が該当。）が残され、江戸時代からの天満宮参道（以下「参道」とする）の景観を今に伝えています。

また、保全地区の通り沿いには、参詣者の利便性向上を図るため、沿道住民により明治時代まで遡る行為として確認できる参道へ1階の下屋庇、付庇（以下、「下屋庇等」と記載）を延長し、日除け、雨除けに供する景観が維持更新されています。下屋庇等のある景観は、現代まで参詣者へのおもてなしとして引きつがれ、参道の個性ある景観を形づくる重要な要素となっています。

そこで、これら太宰府ならではの伝統的景観が映えるまちなみ、さいふまいり及び天満宮にまつわる伝統行事の風情を継承していくことが、宰府宿の景観を形成していくとともに、太宰府固有の姿を継承するうえで重要です。したがって、この天満宮と宰府宿にとって、それぞれの歴史と伝統を尊重した景観を目指すため、歴史と伝統ある景観を育てるまちづくりを進めていきます。



参道に突き出した下屋庇等がある景観
【町道認定前の様子】
大正8年(1919)撮影 個人蔵



下屋庇等が引き継がれた参道景観

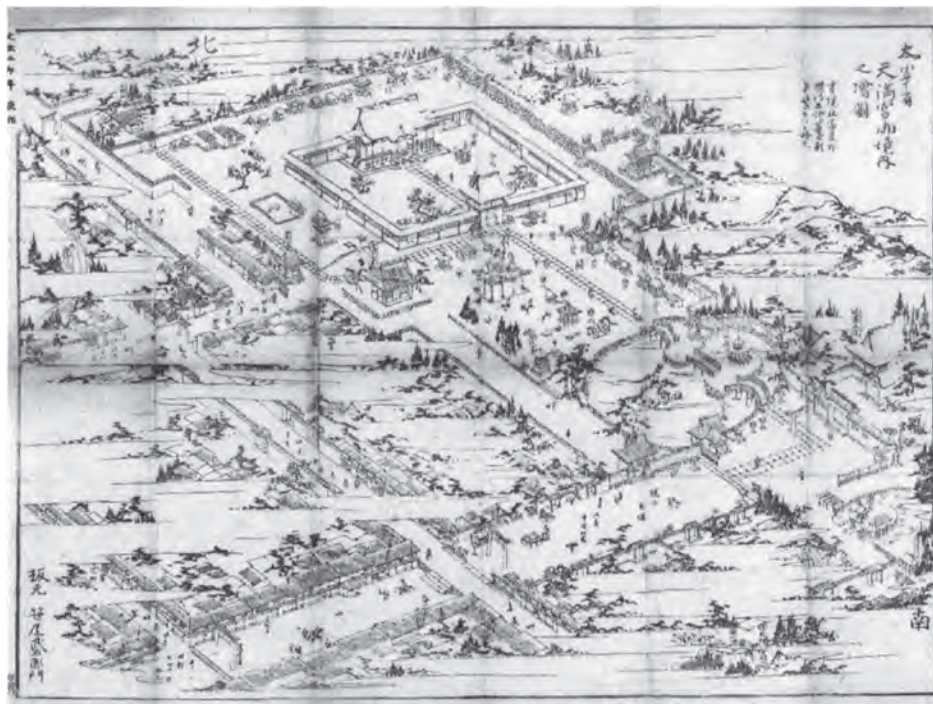
(2) 宰府宿の現況と特色

江戸時代の天満宮を取り巻く宰府宿は、当時の様子を知ることができる資料として、斎藤秋圃作の「博多太宰府図屏風」にさいふまいりの人々が行き交う道沿いの茶店景観、構口から先の宰府宿の街並みと宿場としての旅籠街が広がる町場景観、そして天満宮がつくり出す景観の3つから構成されていることが読み取れます。多くの建築物の姿は、草葺き屋根の入母屋造りとして描かれており、天満宮に近づくにつれ瓦葺きと考えられる建物が見受けられます。この点は、明治時代以降の古写真とはやや異なる姿として見ることができます。



博多太宰府図屏風
天保11年(1840) 斎藤秋圃作
九州歴史資料館(寄託)

細かく見ると、参道の中でも参道区分①と②は、その歴史性から二つの性格に分かれています。斎垣を境とし、江戸時代まで天満宮社家が住した東の区域(参道区分①)と、宰府宿の旅籠街であった西の区域(参道区分②)です。このことを反映し、歴史的建築物も明治時代の神仏分離令による還俗化を余儀なくされ、社家地の世俗化による旅籠建築が侵入した明治時代の建築物が残る東部に対し、斎垣より西部には近世の旅籠街であったことを反映し、江戸末期の建築が今も残っています。

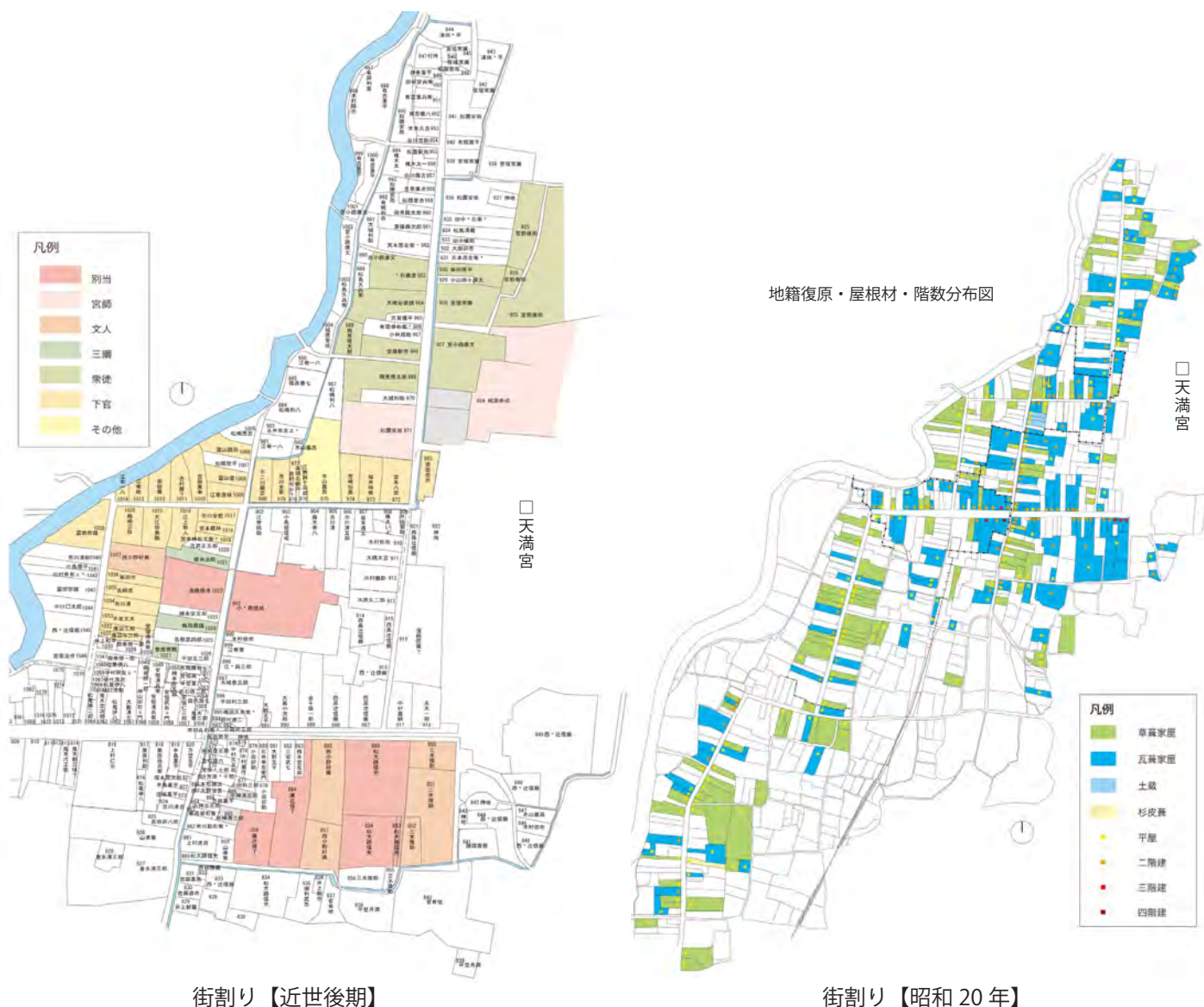


太宰府天満宮御境内之絵図
文政2年(1819)
九州歴史資料館蔵

この宰府宿の街割りや建築物の特徴をたどることは、他都市に比して古絵図、古写真が多く残されており、これらを手掛かりとして観察することができます。これらを手掛かりに整理すると次のように整理できます。

●街割り

道（街路）と宅地の配置を表す街割りは、江戸時代以来、斎垣以西の参道区分②から、小鳥居小路 - 溝尻そして新町の通り沿いの地域は、町場の街割りである短冊形地割が継続されています。一方、参道区分①の区域は、江戸時代には天満宮社家地として広めの宅地区分がみられますが、その後、明治時代の神仏分離令による天満宮の還俗化により、斎垣以东の社家地が解体し、短冊形地割として間口が狭く奥行が深い、いわゆる「鰻の寝床」状態の地割へと変化していきます。このことに起因し、参道区分①では、大正 13 年 (1924) の古写真からは、中央に石畳が、その両側は土という状況を読み取ることができます。大正 9 年 (1920) の町道認定を受けた後も、沿道の人々の意識の中には、石畳部分が参道で、両側の土部分については天満宮境内という意識が継続していたと推定でき、大正 13 年 (1924) の古写真からも土部分に 1 階下屋庇を突き出す建築物を見ることができます。この延長として、現在の参道沿いの建築物が敷地いっぱいに建築物を建て、特に参道の官民境界まで建物をはり付けることが継承されてきているといえます。



■掲載文献

『太宰府天満宮門前の町並みと民家保存整備調査報告書』（以下（太宰府市、2005）と記載）

●建築物

参道ゾーンならびに小鳥居小路・溝尻・新町ゾーンにある建築物は、天保11年(1840)に描かれた「博多太宰府図屏風」をはじめ、近世から近代にかけて古絵図や古写真から読み取ることができます。そこから読み取れる諸特徴を整理すると次のようになります。

なお、近代以降は、参道沿いと、小鳥居小路・溝尻・新町通り沿いとは、残されている情報に差があり、参道沿いの斎垣周辺から天満宮までが多くの情報が残されています。



「博多太宰府図屏風」天保11年(1840)
九州歴史資料館(寄託)



「天満宮境内絵図」明治28年(1895)
九州歴史資料館蔵



参道(斎垣以東)の様子大正13年(1924)
個人蔵



参道(斎垣以東)の様子大正年間



参道(斎垣以西)の様子大正年間



参道(斎垣以西)の様子昭和10年(1935)

【屋根】

江戸時代は、草葺き寄棟のものが主流ですが、明治時代に入ると切妻、入母屋へと置き換わり、参道区分①および②の地域を映した古写真からは、多くが瓦葺きへと移行しているように読み取れます。（※絵画資料は、多分に描き手の意識が反映するため参考とします。）昭和20年（1945）の屋根材の状況をみると、天満宮から遠いほど、瓦葺き建築が少なく、草葺き建築が卓越しています。建物への入口の位置も時代によって錯そうし、平入り、妻入りが混在しています。



斎垣以东の建物意匠 大正13年（1924）
個人蔵



斎垣以东の建物意匠 大正年間



斎垣以西の建物意匠 大正年間



斎垣以西の建物意匠 大正8年（1919）

【建築意匠】

参道区分①および②にある建築物の特色は、明治から昭和初期の古写真を見ると、建築物個々によって異なっており、一階、二階ともに開放的な意匠のもの、二階に「縦」格子を付し閉鎖的な印象を受けるもの、一階は閉鎖的、二階を開放的にするものと、一様な意匠で統一された姿を保持していたわけではなく、現存する建築物の特徴だけから導きだせるものではないことが分かります。（※「たて」の文字について、日本建築学会による立体物を建てる意味から用いる「縦」の文字を使用しています。）

また、参道景観の個性をつくり出す明治時代まで意匠をたどることができる下屋庇等は、その時々事情を表現しており、参道区分①および②の中で、特に保全地区内の住民によって適宜更新され、その形態は、一階下屋庇そのものを伸ばすものや、一階下屋庇の下に木製の板庇を伸ばすものなどが古写真から読み取れます。下屋庇等の高さについても、参詣者の歩行を考慮し、個別的高さを持つのではなくおおむね隣家との高さを合わせているのが特徴といえます。

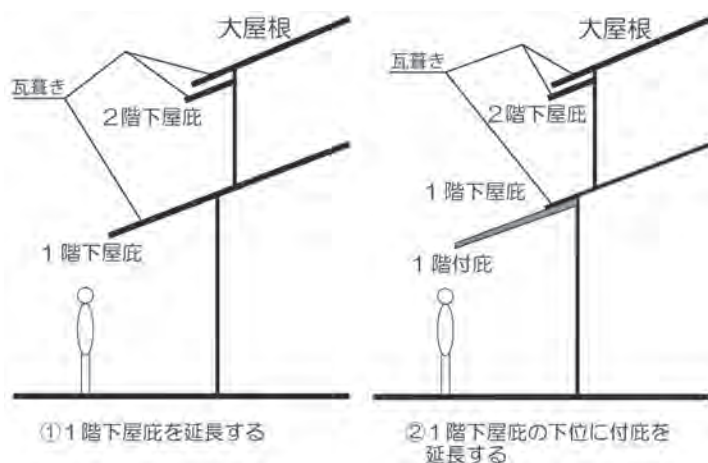


①一階下屋庇を延長するもの

②一階下屋庇を延長するもの：左
一階下屋庇の下位に木製庇を付するもの：右

③一階下屋庇の下位に木製庇を付するもの

古写真から復原できる歴史的な建築物にみる下屋庇等の設置意匠は、下図のように整理できます。



昭和初期の新町 個人蔵

一方、さいふまいの道沿いにあたる新町通りは、昭和20年(1945)の屋根材分布図によると草葺きの建築物が卓越しており、現存する昭和初期の写真においても、草葺きの町家建築が建ち並んでいる様が見てとれます。

屋根

壁

1



入母屋

2



切妻

3



大壁造り

4



真壁造り

二階開口部

5



単窓

6



鉄扉窓

7



単窓銅板張（蔵）

8



連窓

格子

9



縦格子（建込格子）

10



縦格子（建込格子）

11



縦格子（建込格子）

12



縦格子（出格子）

二階戸袋

13



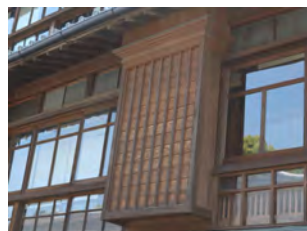
漆喰塗込め

14



漆喰塗込め

15



下見板張り

16



縦羽目板張り

手摺

17



外付け手摺り

18



内付け手摺り

19



内付け手摺り

20



内付け手摺り

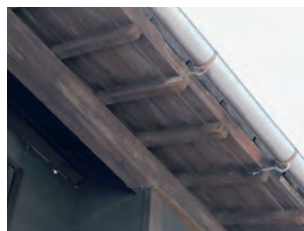
軒廻り

21



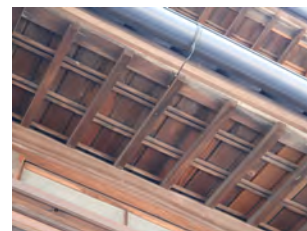
塗込め

22



垂木及び野地板露わし

23



垂木及び野地板露わし

24



出しげた
出桁造り

下屋庇等

25



下屋庇

26



下屋庇

27



下屋庇 + 付庇

一階開口部（戸）

28



木製格子戸

29



木製格子戸

30



木製格子戸（蔵）

31



銅板張扉（蔵）

32



漆喰塗扉（蔵）

33



木製硝子戸

34



木製硝子戸

35



木製硝子戸

一階開口部（窓）

36



一階開口部（窓）

37



一階開口部（窓）

38



虫籠窓（蔵）

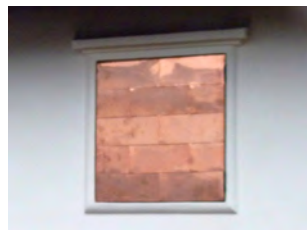
鉄格子窓 + 銅板張扉（蔵）

39



鉄格子窓 + 銅板張扉（蔵）

39



鉄格子窓 + 銅板張扉（蔵）

防火壁

40



防火壁

41



防火壁

壁

42



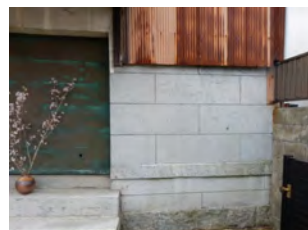
縦羽目板張り

43



下見板張り

44



擬石造り（蔵）

45



漆喰（蔵）

塀

46



屋根付土塀

47



屋根付土塀

48



屋根付板塀

49



屋根付板塀

屋外広告物

50



51



52



53



※参考にしていただきたい意匠で、限定するものではありません。

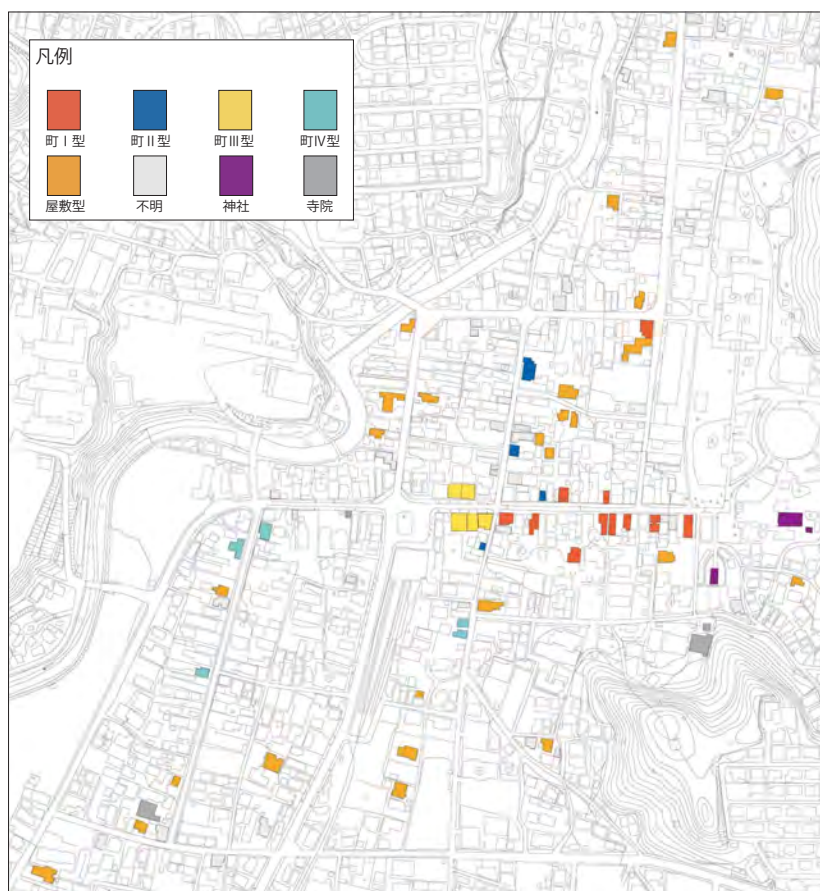
※ここに掲載した意匠を参考にし、意匠立案にお役立てください。ただし、太宰府以外で多用されている意匠については、太宰府の個性を失う原因ともなりますので、避けていただくようご配慮ください。

(3) 歴史的建築物の特性

区域内の歴史的建築物に関する調査は、平成元年(1989)に太宰府市史編さん事業によって調査され、その後平成17年(2005)に文化財保存活用計画策定に伴い刊行された『太宰府天満宮門前の町並みと民家保存整備調査報告書(以下、(太宰府市、2005)と記載)』があります。

これらの成果に導かれながら、ここでは区域内の歴史的建築物の特性について、概述します。

区域内の建築物は、平成17年時点では町Ⅰ型11軒、町Ⅱ型5軒、町Ⅲ型5軒、町Ⅳ型5軒あり、町Ⅴ型は、草葺き屋根を特徴とするものですが、現在その多くが瓦葺きに置き換わっており、特定できにくい状況です。ただ、住民の方への聞き取りや現在トタン板で屋根材を覆う建物が散見され、そこからは小鳥居小路沿いや新町通りに町Ⅴ型が数軒確認できています。先のⅠ～Ⅳ型4つの型の分布状況をみると、町Ⅰ型～町Ⅲ型は天満宮近傍に、町Ⅳ型は周辺に偏って確認できています。具体的には次の意匠です。(いくつかは、現在では失われたものもあります。)



類型別分布図(太宰府市、2005)

○町Ⅰ型

二階に下屋庇を設け、掃き出しの縁と手摺りを設け、引通しの雨戸を戸袋に収め、全面に雨戸を建てるか、一階は出入口に吊上げ大戸、他は摺上げ^{しどみと}蔭戸を建て、一階、二階ともに開放的な構えとするもの。屋根は入母屋造り妻入りまたは切妻造り平入りとしています。

この型は、商家と旅籠を兼ねた町家に見られ、主に、参道区分①の区域にみることができます。



甘木屋



小田家住宅

○町Ⅱ型

二階に下屋庇を設け、腰高の窓を設けるか、格子を建て込み、一階は全面に雨戸を引き通すか、引違硝子戸を建てるか、出入口に吊上げ大戸、他は摺上げ蔀戸を建て、一階は開放的な構え、二階は閉鎖的な構えとするもの。屋根は切妻造り平入りとしています。

この型は、商家の町家に見られ、一階を店舗、二階を商品庫として利用したことによると考えられます。(参道区分①の区域に確認されているこの型の建物は、報告書刊行時以降、建て替えによって現代建築に置き換わっています。)



杉村家住宅
(かつて二階は鉄扉窓であったと伝えられています)

○町Ⅲ型

二階に下屋庇を設け、掃き出しの縁と手摺りを設け、引通しの雨戸を戸袋に収め、全面に雨戸を建てるか、一階は出入口に吊上げ大戸、居室部は摺上げ蔀戸を建て、上手居室部は格子を建て込み、一階は閉鎖的な構え、二階は開放的な構えとするものです。屋根は入母屋造りで妻入りまたは平入り、切妻造りで平入りとしています。

この型は、大規模な旅籠にみられ、一階、二階とも旅籠として利用されていました。



町Ⅲ型の建築物 (松屋)



町Ⅲ型の建築物 (大和屋)
(大和屋の2階に施工された2ヶ所の千鳥破風、1階の唐破風は後補された意匠です)

○町Ⅳ型

二階に下屋庇を設けず、居蔵造として防火窓を穿ち、一階は出入口に吊上げ大戸、居室部に摺上げ蔀戸を建て、上手居室部に格子戸を建て込み、一階、二階ともに閉鎖的な構えとするものです。屋根は入母屋造り妻入りまたは切妻造り平入りとしています。



町Ⅳ型の建築物 (新町通りの建築)



町Ⅳ型の建築物 (新町通りの建築)

○町Ⅴ型

草葺き町家をⅤ型とします。現在は、多くの草葺き屋根が瓦葺きに置き換わっていますが、小鳥居小路沿いや小鳥居小路から一つ天満宮側に入った通り沿いに草葺きの建築物を見ることができます。



新町通りの残る町Ⅴ型の建築物
(屋根は瓦葺きに置き換わっています)

これら5つの型に分けた建築物の分布は、町Ⅰ型は参道区分①に、町Ⅲ型は参道区分②に多く分布し、町Ⅱ型は小鳥居小路、溝尻に分布しています。また町Ⅳ型ならびに町Ⅴ型は、参道から離れ小鳥居小路、溝尻、新町にみることができます。しかし、あくまでも現存する歴史的建築物の分布であり、古写真からみることができる建築物では、各類型が量の偏りはあるものの、混在している様が見てとれます。

これまで見てきた様相を整理すると、現存する歴史的建築物からは一定の傾向が読み取れるものの、明治、大正、昭和と古写真に残された建築意匠を見ると、必ずしも統一意匠にて構成されているわけではなく、おおよその傾向として捉えておく必要があります。また、小鳥居小路、溝尻、新町の各通りについても、近世から近代の建築物の傾向を把握できるほどの情報がなく、限られた情報や現存する建築物からみると、参道同様におおよその傾向とし下記のように捉えておくのが望ましいといえます。

●歴史的建築物の外観意匠（おおむねの傾向として捉えてください。）

■参道区分①および②

	参道区分①（斎垣東部）	参道区分②（斎垣西部）
開放・閉鎖	一階、二階ともに開放型	一階は閉鎖型、二階は開放型
下屋庇	二階下屋庇を設ける	二階下屋庇を設ける
掃き出し縁と手摺り	設ける	設ける
雨戸・戸袋	引通しの雨戸を戸袋に収納 全面に雨戸	引通しの雨戸を戸袋に収納 全面に雨戸
一階出入り口	吊上げ大戸または摺上げ蔀戸 引違硝子戸	吊上げ大戸、居室部は摺上げ蔀戸 引違硝子戸
屋根	入母屋造妻入り 切妻造平入り	入母屋造妻入りまたは平入り 切妻造平入り

■小鳥居小路 - 溝尻

	小鳥居小路	溝尻
開放・閉鎖	一階は開放型、二階は閉鎖的	一階は開放型、二階は閉鎖的
下屋庇	二階下屋庇を設ける	二階下屋庇を設ける
二階意匠	居蔵造り 連窓形式	台格子を嵌めた出格子
雨戸・戸袋	—	—
一階出入り口・意匠	出入口：吊上げ大戸 引違硝子戸 居室部：摺上げ蔀戸 建込格子窓	出入口：折上げ大戸 引違硝子戸 居室部：折上げ蔀戸 建込格子窓
屋根	入母屋造妻入り 切妻造平入り	入母屋造妻入り 切妻造平入り

■参道区分③および新町

	参道区分③および新町
開放・閉鎖	一階、二階ともに閉鎖的
下屋庇	設けない
二階意匠	居蔵造り
雨戸・戸袋	—
一階出入り口	出入口：格子引違戸 居室部：格子戸建込み
屋根	入母屋造妻入り 切妻造平入り

第2章 区域内の景観づくりの方針

江戸時代から宰府宿に生きる人々の意識の積層として、現在のまちなみ景観が形づくられ、今私たちの眼前に展開しています。どの時代の景観を、天満宮参道をはじめとする宰府宿の景観とするのかは多様な考えがあり、一定の見解を示すことは困難です。したがって、本ガイドラインでは、これまでの古写真や歴史的建築物の調査成果を踏まえ、近世、近代の景観に統一的に戻すのではなく、歴史的建築物を範としつつ、その後の参道景観を形づくる様々な要素の積層を反映した多様な景観づくりを基礎に、区域内の景観づくりの方針を定めます。しかし、現代的価値観を評価をせずに取り入れることは、区域内の特性を失い、どこにでもあるまちなみ景観へと転化することにもなるため、景観計画に定めたゾーン別の景観育成方針を踏まえ、区域内の景観をつくる上での方針を定めます。

■ゾーン別の景観育成方針（『太宰府市景観計画』より抜粋）

基本方針	景観形成の方針	
	参道ゾーン	小鳥居小路・溝尻・新町ゾーン
景観資源を認識し、保全・活用する	○太宰府天満宮を代表する祭り「神幸式」や氏子の火祭り「鬼すべ」の通り道である。 多くの歴史的建造物や疎水など、歴史を裏付けるものとの調和を図るため、歴史的様式を踏襲した計画とする。	○太宰府天満宮を代表する祭り「神幸式」や氏子の火祭り「鬼すべ」の通り道である。 庚申塔、恵比寿様など、地域の歴史を伝える文化遺産との調和の取れた計画とする。
太宰府固有の緑を修復・保全・創出する	○参道の奥行の遠方に見える社叢や昔の里山の見え方に配慮する。 ○間口が狭く、奥行きが深い敷地に特有な中庭等による緑化を検討し、入口付近から奥に緑がかいま見られるように配慮する。	○行為地内を緑化する。歴史的建造物と緑の調和に努め、接続部分に緑化が施せない場合にも中庭等による緑化を検討し、入口付近から奥に緑がかいま見られるように配慮する。
周辺環境との調和を図る	○通りを構成する建築物の素材感を統一するため、使用する材料は伝統的素材や自然素材の採用に努める。 ○伝統建築物（狭い間口で開放的、入母屋や切妻の屋根、下屋庇、掃き出し縁等）の継承に努める。 ○照明は歴史的な雰囲気をも損なわないよう配慮する。	○歴史的建造物の近辺では、その建造物に協調した形態意匠の採用に努める。 ○小鳥居小路では、伝統建築物（切妻造の屋根、下屋庇、格子窓、硝子戸等）の継承に配慮する。
	○自己の店舗や事務所のある敷地以外への屋外広告物の設置は避け、やむを得ず設置する場合は最小限にとどめる。 ○屋外広告物の地の色（文字以外の部分）は、建築物の外壁や屋根の色彩と調和した落ち着いた色のある色の採用に努める。 ○ネオンや点滅、動光を伴う屋外広告物は設置しないよう努める。 ○屋上広告物は設置しないよう努める。	

【区域内の景観育成方針】

- 通りに特徴的な歴史的建築物とその意匠を規範とした通り景観を維持します。
- 保全地区内の景観は、参詣者の利便性向上を目的とした下屋庇等のある歴史的景観を育成します。

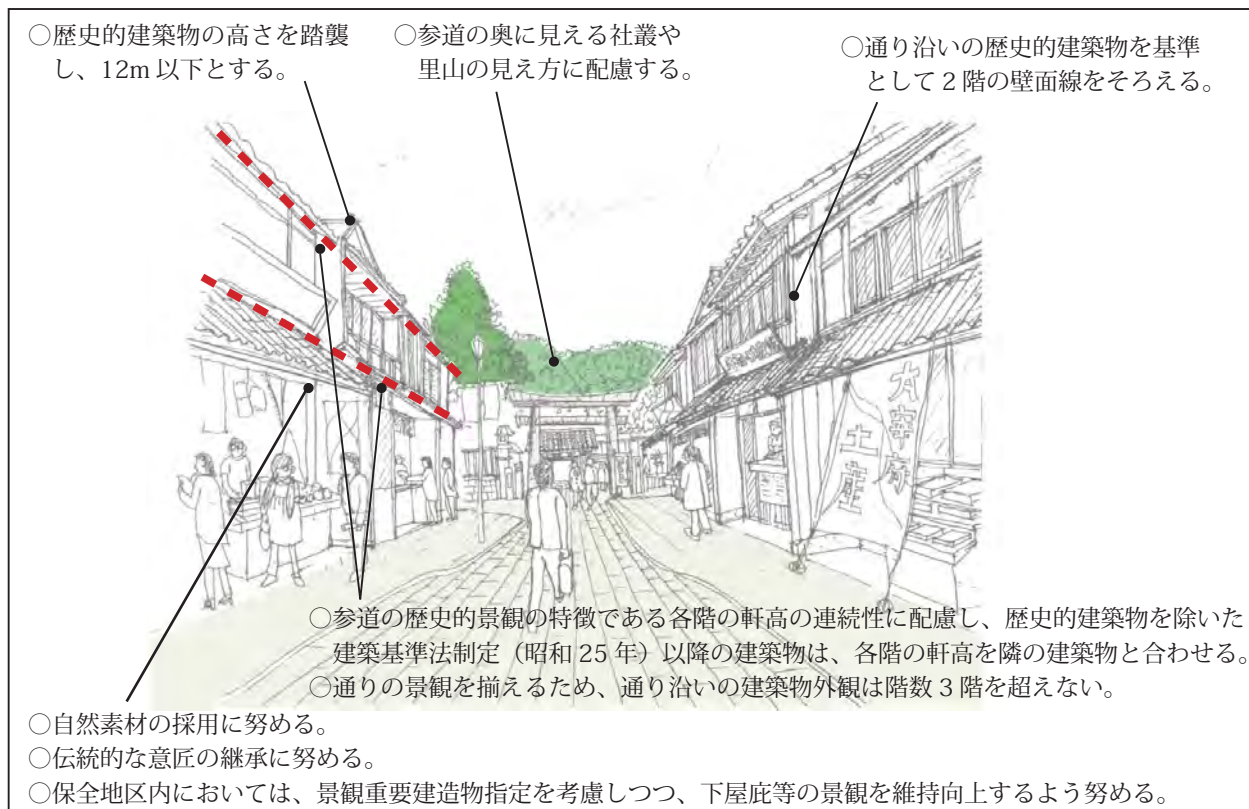
1. 区域内における景観づくり

区域内の景観は、歴史的に見てその時々積層の上に混在する様子が見て取れます。しかし、時代の流れを見たとき、一定の規範を定めなければ、どこにでもあるまちなみ景観へと転化していく恐れがあります。そこで、区域内の景観づくりの指針として、歴史的建築物を範としつつ、それらの持つ要素を規範とし歴史的建築物以外の建築物の修景方針を定めます。なお、各区域内におけるゾーン別の景観育成基準は、「太宰府市景観計画（太宰府市景観計画の概要）」をご参照ください。

（1）参道ゾーン（参道区分①②）

参道ゾーンにおける景観育成にあたっての方針・景観育成基準を以下のように定め、保全地区内にあっては、下屋庇等の景観を維持向上するように努めます。

□建築物の形態意匠、高さ、壁面の位置



（2）小鳥居小路・溝尻ゾーン、参道ゾーン（参道区分③）および新町ゾーン

小鳥居小路・溝尻ゾーン、参道ゾーン（参道区分③）、新町ゾーンにおける景観育成にあたっての方針・景観育成基準はゾーン別の景観育成方針ならびに景観育成基準に定めます。

2. 建築物個別の景観づくり

建築物個別の方針としては、その意匠を規範とした通り景観を維持し、歴史的建築物については旧状に復する修理に努め、歴史的建築物以外の建築物については伝統様式を参考にまちなみの調和を前提とし修景に努めます。

（1）歴史的建築物の修理・修景の方針

建築物に残された痕跡調査に基づき修理内容を検討し修理するとともに、痕跡が欠失する場合は、区域内の他の歴史的建築物意匠を参考に、建築物ごとに検討を行い修理・修景します。

【区域内にある歴史的建築物の意匠については、別図（9頁～13頁）を参照】

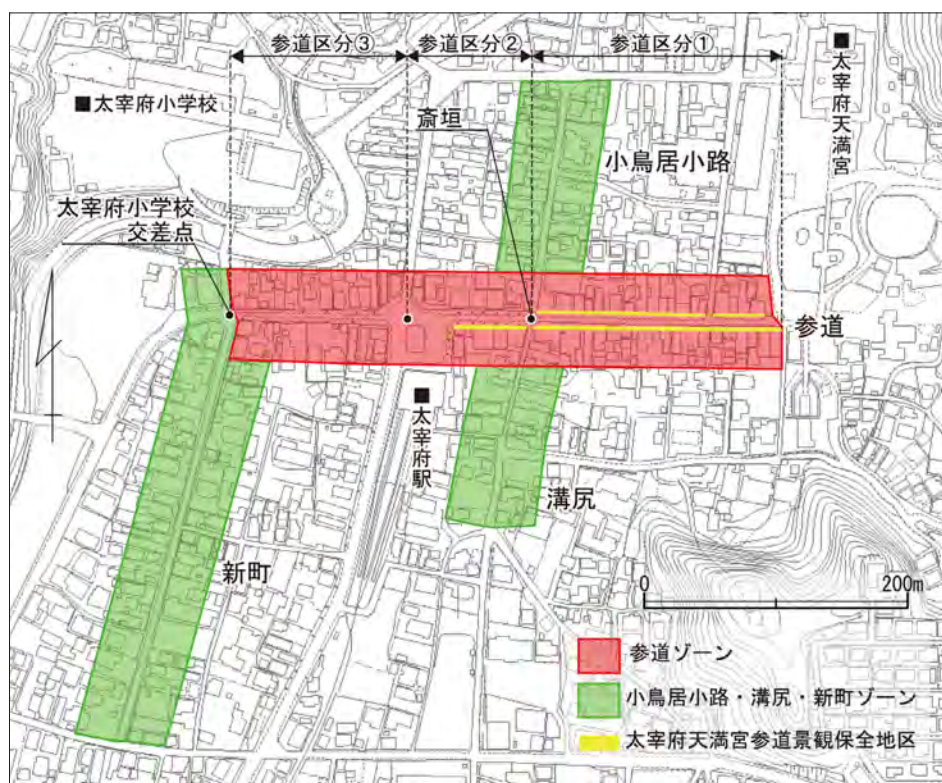
（2）歴史的建築物以外の建築物の修景の方針

区域内の歴史的建築物が持つ意匠を参考にしつつ、これまで積み上げられてきた区域内の人々の意識を反映し修景を行います。ただし、「さいふまいり」を表現する通りであることから、日本の近世または近代の景観を基礎としつつ、この考えに基づいた区域内の景観づくりを進めていきます。

3. 区域内における景観重要建造物指定の基準

区域内にある歴史的建築物が通り沿いの景観形成に重要な役割を持ち、通りの個性を維持している重要な要素の一つになっています。一方で、通り沿いの建築物は、歴史的建築物と現代建築物が混在するのみならず現代建築物の方が数としては大きく上回っており、区域内の景観の特徴とも言えます。したがって、区域内の通り景観は、歴史的建築物と現代建築の混在した景観と言えます。

なお、景観的に重要な要件と歴史的に重要な要件は分けて考えなければ混乱をきたすことから、ここでは景観的に重要な要件として、通りの個性を整理し、景観的に重要な要件とは何かを示し、これらの要件を満たすものについて景観重要建造物として指定する基準とします。



景観育成地区「天満宮と宰府宿」地区内の育成ゾーン区分図
※各ゾーンは、道路境界から30mの範囲

【指定基準】

●参道区分①

- ・参道区分①の歴史的建築物の意匠を現に有するもの、または歴史的建築物の持つ意匠を範として修景するもの。
- ・下屋庇等がある建築物

●参道区分②

- ・参道区分②の歴史的建築物の意匠を現に有するもの、または歴史的建築物の持つ意匠を範として修景するもの。
- ・保全地区内にあっては、下屋庇等がある建築物

●参道区分③、小鳥居小路、溝尻、新町

- ・各通りにある歴史的建築物の意匠を現に有するもの、または歴史的建築物の持つ意匠を範として修景するもの。

※保全地区内においては、「下屋庇等がある」こと、または「下屋庇等があったこと」を優先し、修景に際して本ガイドラインに沿った修景を促し、「歴史的建築物の持つ意匠を範として修景するもの」を満たすこととします。

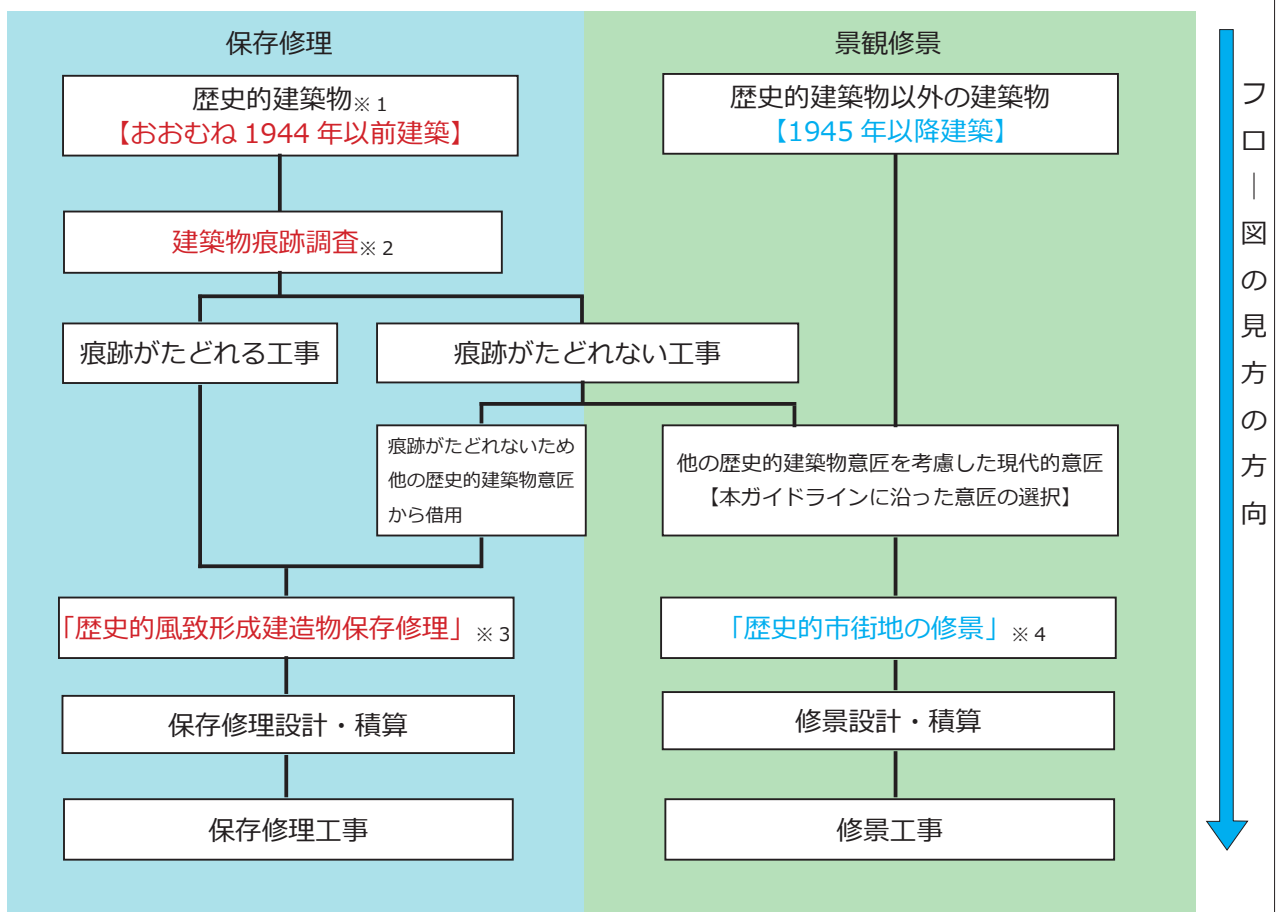
第3章 区域内の景観づくりのため、特に必要と認められる助成措置等

区域内の中で参道景観保全地区の景観づくりは、平成22年12月に定めた景観計画内に、景観育成地区「天満宮と宰府宿」地区の中で参道ゾーンとして景観基準を定めています。さらに、平成29年6月に「保全地区」を設定し、参道景観の重要な要素である下屋庇等のある建築物景観を保全する取り組みを開始しました。保全地区内にある下屋庇等がある建築物について、景観重要建造物として指定し、建築基準法第85条の2（景観重要建造物である建築物に対する制限の緩和）を用い、建築基準法第44条（道路内の建築制限）を緩和するものです。一方、景観重要建造物に指定されると、景観法第22条（現状変更の規制）が適用され、指定範囲において外観等を変更する場合には、景観行政団体の長の許可を受けなければ変更できないとされています。保全地区内の景観を保つため、一定の規制がかかりますが、これと並行する形で、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称 歴史まちづくり法。以下「歴まち法」とする）」に基づく歴史的風致形成建造物保存修理（平成23年度～）や歴史的市街地の修景推進（平成28年度～）の補助制度を始めています。また、平成28年7月1日に景観重要建造物に対する税制措置が定められています。

本ガイドラインで定める修理・修景基準は、景観育成地区、特にここで定める区域内において景観計画にて定めた景観育成基準に上乘せするかたちで定めるもので、景観重要建造物の現状変更許可のための基準ともなります。さらに良好な参道景観の保全に寄与することを目的とし、本ガイドラインに沿って修理・修景を行う際に活用できる補助制度の基準としても機能させることから、景観計画の中に位置付けます。

■保存修理と景観修景の流れ【修理・修景相談から補助金受領までの流れは、29頁に記載しています。】

■保存修理と景観修景の考え方



※1：おおむね 1944 年以前建築の建築物が該当しますが、『太宰府市歴史的風致維持向上計画』に記載された建築物です。

※2：少なくとも修理工事 1 年前に、市教育部文化財課による建造物痕跡調査を実施します。

建造物痕跡調査：歴史的風致形成建造物保存修理は、元あった姿に戻すことを目的としているため、建造当初の痕跡を確認するための調査を行います。

※3・※4：補助事業名称

1. 区域内における建築物修理修景の技術的基準

(1) 歴史的建築物

a. 修理・修景のための技術的基準

修理とは、可能な限り建築物が痕跡として残す履歴に基づき旧状に復するための行為であり、事前調査を実施し可能な限り旧状復旧のための根拠探索を行った上で修理を行います。さらに根拠なき部分については、区域内にある他の歴史的建築物の意匠を参考に修景します。

【区域内にある歴史的建築物の意匠については、別図（9頁～13頁）を参照】

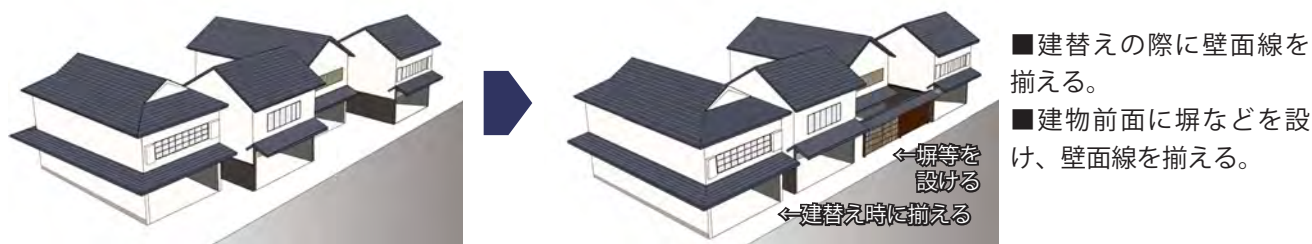
(2) 歴史的建築物以外の建築物

a. 修景のための技術的基準

歴史的建築物以外の建築物については、区域内にある歴史的建築物の意匠を範としつつ、以下に記載する修景のための技術的基準を原則とし修景します。

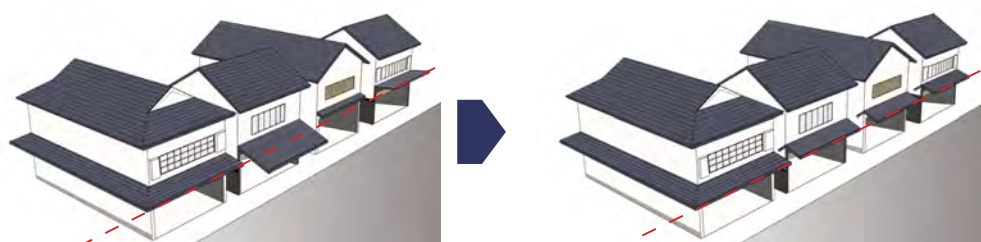
① 通り沿いの建築物等の連続性に配慮する

● 壁面線を揃える



- 駐車場前を通り景観に配慮した扉を設ける。
- 駐車場前に植栽などを行い、壁面線の欠如を補う。

● 軒の出を整える



- 軒の出を隣家の出幅・高さに合わせる。
 - 保全地区内にあつては、従前の出幅を上限として隣家の出幅・高さを合わせる。
- ※保全地区内の下屋庇等にあつては、別途技術的基準を定めます。

●下屋庇等の高さや意匠

保全地区内の景観を特徴付ける下屋庇等の意匠は、古写真などから先に2種に整理できることを示しました。一方で、現在、保全地区内にみることができる下屋庇等の意匠は、昭和25年(1950)以降の建築基準法施行に伴い、公道上に下屋を延長することができなくなったことに起因し、瓦を葺く下屋庇を参道に延長する意匠は失われ、既存の下屋庇を包み込み、屋根勾配とは異なる新たな意匠の下屋庇とするものが登場してきています。



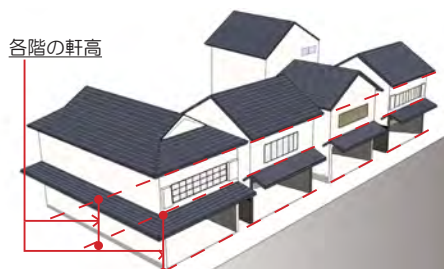
■下屋庇に瓦葺きと金属板葺きを併用したもの



■既存の下屋庇を包み込み新たな意匠の下屋庇とするもの

■下屋庇に瓦葺きと金属板葺きを併用したもの

●軒高景観を整える



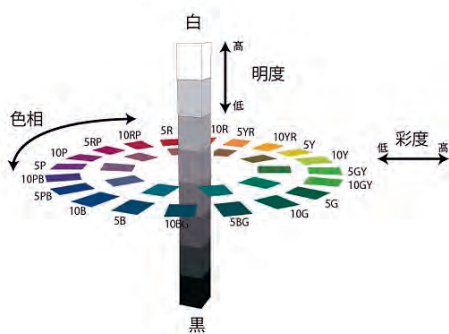
■通り沿いの軒高の連続性に配慮する

※各階の軒高は、歴史的建築物を除き、建築基準法制定（昭和25年）以降の建築物については隣りの建築物と同じ高さとしています。

※保全地区内では、歴史的建築物を範とし、2階または3階を軒高基調としています。

②通り沿いの建築物等の色彩・意匠などを整える

●色彩の考え方



■色彩

色彩は、「色相」「明度」「彩度」という三つの要素の組合せによって表現します。

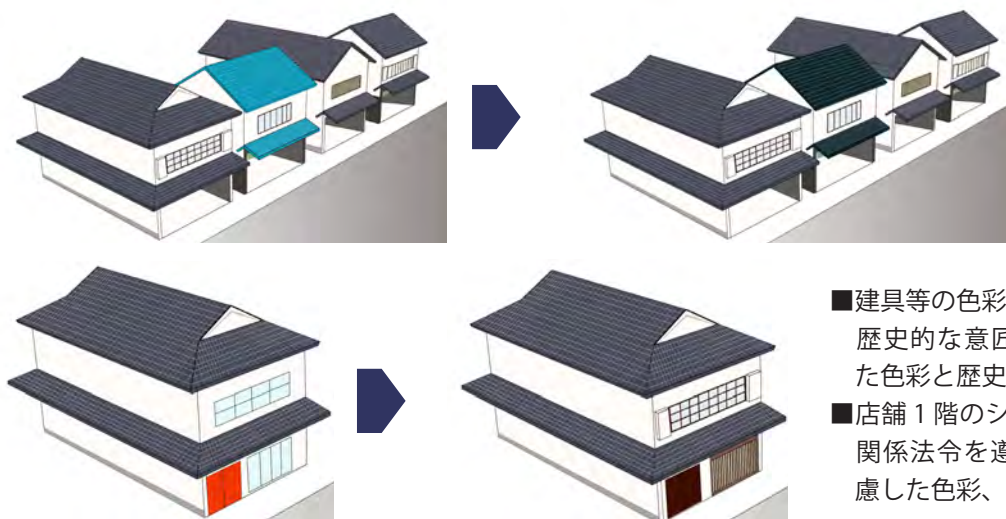
「色相」は、色合いを表現し、「明度」は明るさを、「彩度」は鮮やかさの度合いを表わしています。

同じ色相でも明度や彩度を下げること、まち並みに調和させることができます。

	R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP
●彩度が高い色彩										
●彩度を下げた場合										

●建築物等の色彩を整える

隣家の色彩を考慮し、彩度、明度の調整を行い、周囲と調和した色彩となるように配慮します。



■屋根の色彩

■建具等の色彩・意匠

歴史的な意匠を参考に、落ち着いた色彩と歴史的な意匠を採用する。

■店舗1階のシャッターについては、関係法令を遵守し歴史的景観に配慮した色彩、意匠を採用する。

【不適合】の屋根の素材・色彩



洋瓦
【仕様・色彩ともに好ましくない】



洋瓦
【仕様が好ましくない】



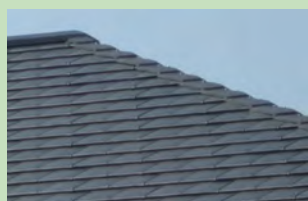
本瓦葺



棧瓦葺



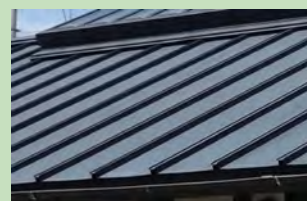
金属板折板葺
【仕様が好ましくない】



平板スレート葺
【仕様が好ましくない】



金属板平葺



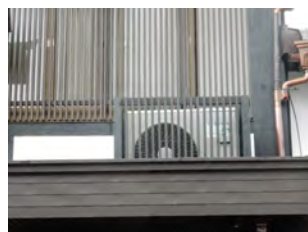
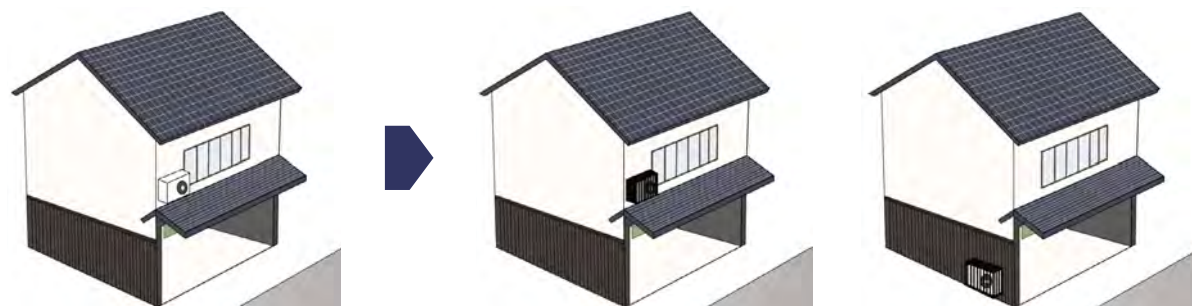
金属板瓦棒葺

■屋根素材

草葺き（茅葺き）については、既存不適格物件を除き、建築基準法上新たに施工できません。

③付帯する設備等も景観に配慮する

●付帯設備等の修景



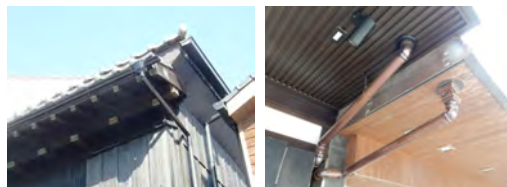
■室外機などは、通りから移設または修景を行う。
■電力メータなどは木製箱などで修景する。

④敷地

項目		修景基準
敷地	間口	・現状維持とする。 ・通りの特性を保つため、開口方向への分筆・合筆をしない。
	地盤高・基礎高	・敷地の履歴に基づく敷地地盤高、基礎高とする。
	建築物の位置	・通りに対して正面を向ける。 ・周囲の歴史的建築物と合わせ、一体性と連続性を損なわないものとする。
	壁面線	・通り沿いの建築物は敷地境界線沿い、もしくは敷地境界線から半間程度後退した場所に建物を建て、また両隣と壁面線、軒高、軒の出をそろえる。 ・通りに面する3階以上の外壁面は、一階の外壁面より半間程度後退すること。
	車庫・駐車場	・通りに面して設けない。 ・通りに面して車庫・駐車場等解放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀を設置し修景に努める。

⑤建築物 ※建築基準法、消防法他関係法令を遵守のうえ、基準の採用に努めること。

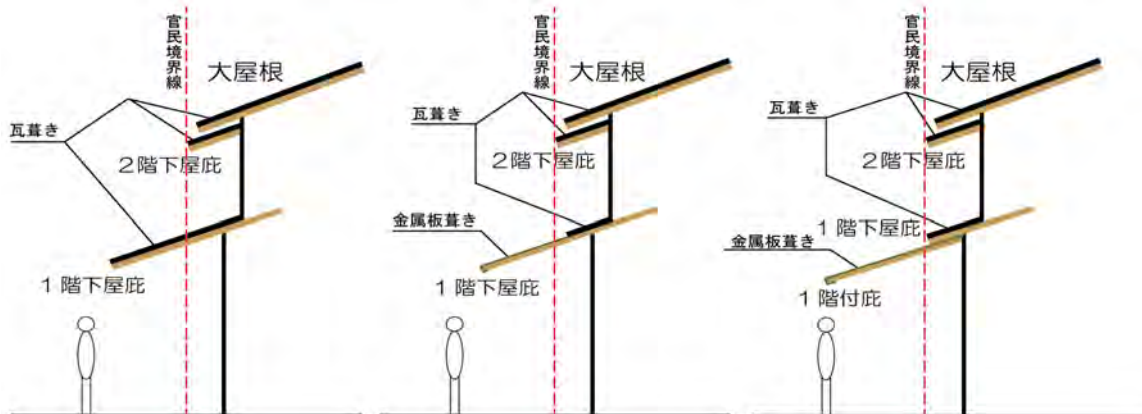
項目		修景基準
構造規模	構造	・木造軸組構造とする。 ・上記以外の場合は、通りの歴史的景観に配慮した外装とする。
	階数高さ	・旧状の建築物を踏襲し、高さ12m以下とし、2階建てもしくは3階建てとする。 ・各階の軒高は、歴史的建築物を除き、建築基準法制定（昭和25年）以降の建築物は隣の建築物と同じ高さとする。 ・上記以外の場合は、通り沿いの軒高の連続性に配慮したものとする。
	間口	・通りいっぱいの間口とする。 ・上記以外の場合は、周囲の景観と調和した門又は塀を設置し修景に努める。
	梁間	・歴史的建築物の持つ梁間を踏襲する。
	軒高	・歴史的建築物の高さを踏襲する。
意匠		・通りにある歴史的建築物の意匠を範とし、歴史的景観に配慮した和風の形態意匠とする。
色彩		・街なみに配慮した色彩とし、周囲の歴史的建築物と調和したものとする。 ・自然素材、伝統素材を使用し通りの歴史的景観を損なわないものとする。また、材質を生かした色彩または古色とする。 ・自然素材、伝統的素材以外を使用する場合は、太宰府の歴史・文化を象徴する街なみ景観の継承に配慮した、ベージュ系、茶系、無彩色調系の深みを持った色彩とする。
基礎		・コンクリート面の露出が目立たないようにする。 ・歴史的景観を損なわないものとする。
屋根	形式	・切妻造り（平入り）もしくは入母屋造り（妻入り）とする。 ・軒の出があるものとする。
	勾配	・歴史的建築物の勾配を踏襲する。 ・極端な緩勾配・急勾配としない。
	材料	・和瓦とし、黒色または銀黒色の瓦とする。 ・伝統的和瓦以外の材料を使用する場合は伝統の家並みや周囲の山並みと調和した明度、彩度がともに低い黒系、茶系、灰色系とする。 ・金属板葺き屋根の場合は、光沢のない落ち着いたものとする。 ・歴史的景観を損なわないものとする。
	軒	・歴史的建築物の意匠に合わせた形態意匠とする。 ・化粧垂木および化粧野地板露しまたは白漆喰塗とする。 ・木材および白漆喰以外の素材を使用する場合は、歴史的景観に配慮したものとする。
	樋	・銅製または銅製等で素材の質感を生かした濃褐色のものとする。 ・樹脂製を用いる場合は、黒色系、茶系等落ち着いた色とする。 ・歴史的建築物に合わせた形態意匠とする。



■景観に配慮した樋（左：樹脂製 右：金属製）

1 階	外壁	・漆喰壁や土壁、または板壁（豎羽目板）、石材等自然系材料を使用する。 ・表構えには、外壁は設けない。 ・自然素材、伝統素材以外を使用する場合、歴史的景観を損なわず景観に配慮した、ベージュ系、茶系、無彩色系の深みを持った色彩とする。 ・通りにある歴史的建築物の特性に合わせた形態意匠とする。
	腰壁	・豎羽目板または簷子下見板張りとする。 ・木材以外の材料を使用する場合は、歴史的景観を損なわず景観に配慮したものとする。 ・歴史的建築物に合わせた形態意匠とする。
	開口部	・正面は掃出しとする。 ・歴史的景観を損なわないものとする。
	建具	・木製建具とし、通りの特性に合わせ開放的もしくは閉鎖的なものとする。 ・格子戸は外枠付縦格子戸とする。 ・木材以外の材料を使用する場合は、歴史的景観に配慮したものとする。 ・歴史的建築物に合わせた形態意匠とする。
	戸袋	・白漆喰塗、豎羽目板または簷子下見板張りとする。 ・自然系材料以外を使用する場合は、歴史的景観に配慮したものとする。 ・歴史的建築物に合わせた形態意匠とする。
	下屋庇	・正面間口全体に浅く設ける。（保全地区内については、「下屋庇等（保全地区内）」に基準を記す。） ・和瓦とし、黒色または銀黒色の棧瓦葺きとする。 ・化粧垂木または化粧野地板露しとする。 ・伝統の和瓦以外の屋根を使用する場合は、明度・彩度がともに低い黒系、茶系、灰色系とする。 ・歴史的建築物に合わせた形態意匠とする。
2 階 または 3 階	外壁	・漆喰壁や土壁、または板壁（豎羽目板）を使用する。 ・自然素材、伝統素材以外を使用する場合、歴史的景観を損なわず景観に配慮した、ベージュ系、茶系、無彩色系の深みを持った色彩とする。 ・通りにある歴史的建築物の特性に合わせた形態意匠とする。
	開口部	・開放型、閉鎖型の選択については、既存建築物の特性に応じて選択する。 ・歴史的建築物に合わせた形態意匠とする。
	建具	・木製建具とし、通りの特性に合わせ開放的もしくは閉鎖的なものとする。 ・格子戸は外枠付縦格子戸とする。 ・木材以外の材料を使用する場合は、歴史的景観に配慮したものとする。 ・歴史的建築物に合わせた形態意匠とする。
	戸袋	・白漆喰塗、豎羽目板または簷子下見板張りとする。 ・自然系材料以外を使用する場合は、歴史的景観に配慮したものとする。 ・歴史的建築物に合わせた形態意匠とする。
	手摺り 縁	・参道区分①、②においては、掃出し縁と木製手摺りを設け、通りから手摺りが見えるようにする。 ・木材以外の材料を使用する場合は、歴史的景観を配慮したものとする。 ・歴史的建築物に合わせた形態意匠とする。
	下屋庇	・正面間口全体に設ける。 ・和瓦とし、黒色または銀黒色の棧瓦葺きとする。 ・化粧垂木または化粧野地板露しとする。 ・伝統の和瓦以外の屋根を使用する場合は、明度・彩度がともに低い黒系、茶系、灰色系とする。 ・歴史的建築物に合わせた形態意匠とする。

- ・屋根勾配は道路側を水下とし、軒先に樋を設ける構造とする。
- ・吊り金具は使用しない。
- ・歴史的建築物の意匠と調和したものとし、両隣の下屋庇等の高さに配慮する。
- ・不燃材とし、まちなみに配慮したものとする。
- ・従前の下屋庇等の出より道路側に超えないものとする。



① 1階下屋庇を延長する場合
【瓦葺きのみ】

② 1階下屋庇を延長する場合
【瓦葺き + 金属板葺きを付設】

③ 1階下屋庇の下位に付庇を延長する場合
【瓦葺き + 付庇部分は金属板葺きの二重庇】

※ 1階下屋庇ないしは1階付庇の傾斜については、隣り合う建築物の傾斜、高さおよび参道への出幅を合わせる。

■参道にみる下屋庇等の意匠（番号は、上図の下屋庇等意匠の番号と一致）

下屋庇等
(保全地区内)



■出桁造りによって下屋庇を支えたもの



だしげた
■出桁造り

・下屋庇等を営利に使用しないことを考慮し、下屋庇等へ設置する照明は、過度な照明を避け、下屋庇等の中に納めるとともに歩道部分を照らすものとする。

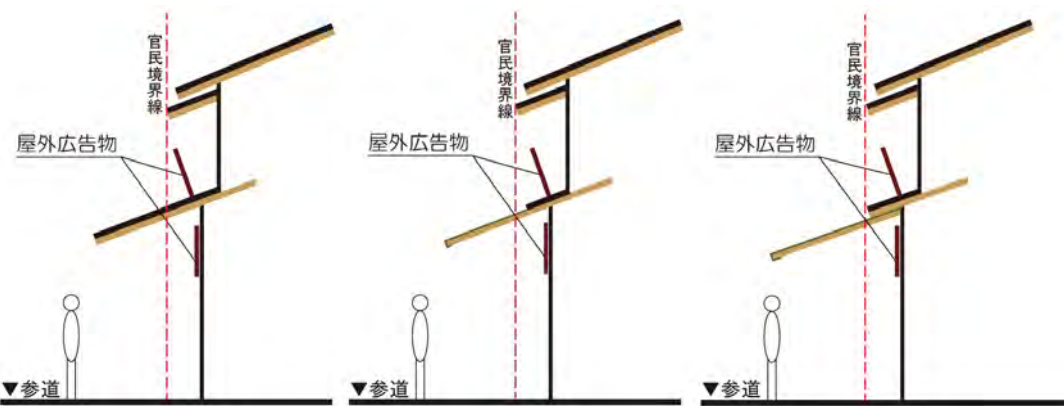


■望ましい照明の例



■避けてほしい照明の例

⑥工作物 ※建築基準法、消防法他関係法令を遵守のうえ、基準の採用に努めること。

項目	修景基準
屋号看板 (屋外広告物)	・ 伝統を尊重した優れた屋外広告物の素材・形態を範とする。 ・ まちなみの連続性と歩行者の安全性に配慮した屋外広告物の配置、形態、色彩とする。 ・ 歴史的なまちなみ景観に配慮し、奇抜な屋外広告物の表示は避ける。 ・ 形態は原則として矩形（長方形又は正方形）の中に収める。 ・ 歩行者等の安全性を確保するため下屋庇等には設置しない。 ・ 壁面広告物が主要な広告となるように配慮する。 ・ 1階の窓面を大幅に覆い隠すものは避ける。 ・ 壁面を大幅に覆う日よけテントへの表示は避ける。 ・ 和風の意匠とし、木質等の自然素材の使用に努める。 ・ 蛍光・蓄光塗料、反射の著しい素材、映像による広告、LEDディスプレイ、回転灯、フラッシュ灯、ネオン管灯の点滅や動きがある照明等は禁止とする。 ■保全地区内における屋号看板設置の例  ▼参道 ① 1階下屋庇を延長する場合【瓦葺きのみ】 ② 1階下屋庇を延長する場合【瓦葺き + 金属板葺きを付設】 ③ 1階下屋庇の下位に付庇を延長する場合【瓦葺き + 付庇部分は金属板葺きの二重庇】 ※いずれの場合も、官民境界より市道側への屋外広告物の設置はできません。 ※下屋庇等の建築基準法緩和の条件である景観重要建造物への屋外広告物は、合計面積3㎡を超えては設置できません。  ■壁面設置の例 ■壁面に掲げられた例 ■軒上に壁面に沿って設置の例
照明	・ 通りの歴史的景観に配慮した、過度な照明は使用しない。 ・ 夜間照明は、明るさよりも夜の暗さを演出する満月の明かり程度の照度で、昼とは異なる落ち着きのある照明とする。
特定照明	・ 演色性の高い光源を採用する。 ・ 効率的な照射により、生態系や周辺環境への光害とならないように努める。
塀、石積、門、その他の工作物	・ 歴史的建築物に使用されている素材や自然系材料を使用し、街なみを構成していた景観の回復に努める。 ・ 自然系材料以外の材料を使用する場合は歴史的景観を損なわないような形態、意匠、色彩とする。 ・ ブロック塀等は避け、歴史的景観に配慮した塀を意識し、植栽等も活用する。

店舗シャッター	・参道店舗の閉店後の夜間景観を考慮し、フラットシャッターは避け、通りの歴史的景観に配慮したシャッター意匠とする。 ・伝統的な「吊り上げ大戸」あるいは横引板戸をイメージできる、横引板戸シャッターなどを採用する。 ・フラットシャッターとする場合は、景観に配慮した色彩、意匠にできるよう努め、絵画などによる装飾は避ける。  ■景観シャッター  ●うきは市 ■伝統的建造物保存地区の閉店時の店舗景観  ●八女市  ●山鹿市 ■板戸模倣シャッター  ●竹田市 ■フラットシャッターの事例  ●佐賀市 ※建築基準法、消防法他関係法令を遵守のうえ、基準の採用に努めること。
設備	・通りから見えない場所に配置する。 ・通りに面する場所等人目に付く場所に設置する場合は周囲の遮蔽などにより修景を行う。  ■室外機の修景  ■電力メータの修景  ■ガスボイラの修景
緑化	・参道沿いの歴史的建築物と庭の関係に配慮し、中庭等を活用しつつ景観計画にある緑化基準に従った緑化を行う。 ・樹種は、日本古来のものを使うよう努める。

2. 景観重要建造物である家屋及びその敷地の評価

国税庁より、平成 28 年 7 月 1 日付けで、下記の通達が出されており、一定の制限がかかる代わりに、課税のための評価額について、下記のとおり景観重要建造物の指定範囲についての評価額を控除することが記されています。

景観重要建造物の指定を受けた建造物については、原則として、景観行政団体の長の許可を受けなければ、増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならないこととされている（景観法第 22 条）など、景観重要建造物である家屋及びその敷地は、財産評価基本通達 24-8（文化財建造物である家屋の敷地の用に供されている宅地の評価）及び 89 - 2（文化財建造物である家屋の評価）に定める伝統的建造物と同程度の法的規制、利用制限を受けることとなります。

このことから、景観法に基づき景観重要建造物に指定された家屋及びその敷地の用に供されている宅地については、財産評価基本通達 5（評価方法の定めのない財産の評価）の定めに基づき、同通達 24 - 8 及び 89 - 2 に定める伝統的建造物である家屋及びその敷地の用に供されている宅地の評価方法に準じて、それが景観重要建造物である家屋及びその敷地の用に供されている宅地でないものとした場合の価額から、その価額に 100 分の 30 を乗じて計算した価額を控除した金額によって評価します。

第4章 関連資料

1. 補助金交付までの手続き



2. 太宰府市景観育成地区「天満宮と宰府宿地区（参道ゾーン、小鳥居小路・溝尻・新町ゾーン）」 修景許可基準チェックリスト

- ・必要事項を記入の上、「現状変更許可申請書」等、太宰府市都市計画課の求めに応じ必要な書類に添付してください。
- ・チェック欄には、適合する場合は「○」、不適合の場合は「×」、該当しない場合は「－」を記入してください。

記入者	住所	
	所属・氏名	
	連絡先	

※内容の確認など、お問い合わせをさせていただく場合があります。

			許可基準	チェック
建築物	基本事項	敷地	・通りの連続性を保つため、開口方向への分筆・合筆をしない。	
		位置	・建築物（下屋庇等含む）は、通りに対して正面を向ける。	
			・周囲の歴史的建築物と合わせ、一体性と連続性を損なわないものとする。	
			・参道沿いの建築物等は、敷地境界沿い、もしくは敷地境界線から半間程度後退した場所に建物を建てる。	
		高さ	・両隣と壁面線、軒高、軒の出を揃える。	
	構造・規模	構造	・木造軸組構造とする。	
			・木造軸組構造以外とする場合は構造体の露出を避ける。	
		高さ	・旧状の建築物の高さを踏襲し、通り沿いの階数は2階もしくは3階とする。	
			・参道沿いの軒高意匠は、通り沿いの軒高の連続性に配慮する。	
		意匠	・通りにある歴史的建築物の意匠を範とし、歴史的景観に配慮した和風の形態意匠とする。	
		色彩	・通り沿いの歴史的建築物と調和した色彩とし、街なみに配慮したものとする。	
			・歴史的建築物は、可能な限り自然素材や日本伝統の素材を使用する。	
		基礎	・自然素材や日本伝統の素材以外を使用する場合、外壁の色彩は太宰府の歴史・文化を象徴する街なみ景観の継承に配慮した、ベージュ系、茶系、グレー系（無彩色調）の深みを持った色彩ないしは、白漆喰をイメージさせる色彩とする。	
			・コンクリート面の露出が目立たないようにし、歴史的景観を損なわないものとする。	
	外部意匠	屋根	・形式 ・切妻造（平入り）もしくは入母屋造（妻入り）とし、勾配および軒の出があるものとする。	
			・勾配 ・歴史的建築物に合わせた形態・意匠とする。	
			・材料 ・日本伝統の和瓦以外の材料を使用する場合は、伝統の家並みや周囲の山並みと調和した明度、彩度がともに低い黒系、茶系、灰色系とする。	
			・金属板葺き屋根の場合は、光沢のない落ち着いたものとする。	
			・軒 ・歴史的景観を損なわないものとする。	
			・樋 ・歴史的建築物に合わせた形態・意匠とする。	
		1階	・樹脂製等を用いる場合は、黒系、茶系とする。	
			・外壁 ・旧状の位置を維持している歴史的建築物を基準として、両隣と壁面線を揃える。	
			・自然素材や日本伝統の素材以外を使用する場合は、歴史的景観を損なわず参道景観に配慮したベージュ系、茶系、グレー系（無彩色調）の深みをもった色彩とする。	
			・歴史的建築物に合わせた形態、意匠とする。	
			・腰壁 ・木材以外の材料を使用する場合は、歴史的景観を損なわないものとする。	
			・歴史的建築物に合わせた形態、意匠とする。	
			・開口部 ・歴史的建築物を範とし、歴史的景観を損なわないものとする。	
			・建具 ・歴史的建築物に合わせた形態・意匠とする。	
			・木材以外の材料を使用する場合は、歴史的景観に配慮したものとする。	
			・戸袋 ・歴史的建築物に合わせた形態、意匠とする。	
			・自然素材、日本伝統の素材以外を使用する場合は、歴史的景観を損なわず参道景観に配慮したものとする。	
			・下屋庇 ・正面間口全体に浅く設ける（保全地区は除き、「下屋庇等」に保全地区内の基準は示す。）。	
			・歴史的建築物に合わせた形態、意匠とする。	
			・日本伝統の和瓦以外のものを使用する場合は、参道景観と調和した明度、彩度がともに低い黒系、茶系、灰色系とする。	

				許可基準	チェック
建築物	外部意匠	2階もしくは3階	外壁	・旧状の位置を維持している歴史的建築物を範とし、両隣と壁面線を揃える。	
				・歴史的建築物に合わせた形態、意匠とする。	
				・自然素材や日本伝統の素材以外を使用する場合、外壁の色彩は太宰府の歴史・文化を象徴する街なみ景観の継承に配慮した、ベージュ系、茶系、グレー系（無彩色調）の深みを持った色彩ないしは、白漆喰をイメージさせる色彩とする。	
			開口部	・歴史的景観に配慮したものとする。	
				・既存建築物の特性に配慮し開放型、閉鎖型などの選択も考慮する。	
			建具	・歴史的建築物に合わせた形態・意匠とする。	
				・木材以外の材料を使用する場合は、歴史的景観を損なわず参道景観に配慮したものとする。	
			戸袋	・歴史的建築物に合わせた形態、意匠とする。	
				・自然素材、日本伝統の素材以外を使用する場合は、歴史的景観を損なわず参道景観に配慮したものとする。	
			手摺と縁	・歴史的建築物に合わせた形態・意匠とする。	
				・木材以外の材料を使用する場合は、歴史的景観を損なわず参道景観に配慮したものとする。	
			下屋庇	・正面間口全体に設ける。	
	・歴史的建築物に合わせた形態、意匠とする。				
・日本伝統の和瓦以外のものを使用する場合は、参道景観と調和した明度、彩度がともに低い黒系、茶系、灰色系とする。					
下屋庇等 (保全地区内)			・歴史的建築物の意匠と調和したものとし、両隣の下屋庇等の高さに配慮する。		
			・不燃材とする。		
			・従前の下屋庇等の出より道路側に超えないものとする。		
			・屋根勾配は道路側水下とし、軒先に樋を設ける構造とする。また、吊り金具は使用しない。		
			・下屋庇等へ設置する照明は、26 頁記載の過度な照明は避け、下屋庇等の中に納めるとともに歩道部分を照らすものとする。		
・建築基準法、消防法他関係法令を遵守している。					

			許可基準	チェック
工 作 物	屋号看板 (屋外広告物)		- 伝統を尊重した優れた屋外広告物の素材、形態を範とする。 - 街なみの連続性と歩行者の安全性に配慮した屋外広告物の配置、形態、色彩とする。 - 参詣者の安全性を確保するため下屋庇等に屋外広告は設置しない。 - 歴史的な街なみ景観に配慮し、奇抜な屋外広告物の表示はしない。 - 形態は矩形（長方形又は正方形）の中に収める - 壁面広告物が主要な広告となるよう配慮する。 1階の窓面を大幅に覆い隠すものは避ける。 - 壁面を大幅に覆う日除けテントへの表示は避ける。 - 和風の意匠とし、木質等の自然素材の使用に努める。	
		照明	通りの歴史的景観に配慮した、落ち着いたものとする。	
		特定照明	演色性の高い光源を使用する。	
		その他	ブロック塀等は避け、歴史的景観に配慮した塀を意識し、植栽等も活用する。	
		店舗 シャッター	- 伝統的な意匠をイメージできる横引板戸シャッター等を採用する。 - フラットシャッターとする場合は、景観に配慮した色彩、意匠にするよう努め、絵画などによる装飾は避ける。	
		設備	- 通りから見えない場所へ配置する。 - 通りに面する場所等人目に付く場所に設置する場合は、周囲の遮へいなどにより修景を行う。	
		緑化	- 参道沿いの緑化は、参道沿いにある歴史的建築物と庭の関係に配慮し、中庭等を活用しつつ景観計画にある緑化基準に従った緑化を行う。 - 樹種は、日本古来のものを使うよう努める。	
	・建築基準法、消防法他関係法令を遵守している。			

3. 太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例

〔平成 29 年 9 月 28 日〕
〔条 例 第 34 条〕

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第85条の2の規定に基づき、景観法(平成16年法律第110号)第22条及び第25条の規定の施行のため、太宰府市景観育成地区(天満宮と宰府宿地区における参道ゾーン)内に存する太宰府天満宮参道景観保全地区内における景観重要建造物として指定された部分を有する建築物に対する法の規定による制限を緩和することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 景観重要建造物 景観法第19条第1項及び太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例(平成22年条例第32号。以下「景観条例」という。)第25条に規定する景観重要建造物をいう。

(2) 景観育成地区 景観条例第8条第4項に規定する景観育成地区をいう。

(3) 太宰府天満宮参道景観保全地区 前項景観育成地区のうち、太宰府天満宮参道景観を保全するために積極的に良好な景観の形成を図る必要がある地区を、景観条例第8条第5項に基づき、太宰府天満宮参道景観保全地区とする(以下「保全地区」という。)。

(4) 建築等 建築物の新築、増築、改築、移転、修繕及び模様替をいう。

(道路内の建築制限の緩和)

第3条 保全地区内にある景観重要建造物として指定された部分を有する建築物の建築等を行う場合において、建築等による外壁、軒、庇その他これらに類するもの(以下「壁面等」という。)の位置が、従前(当該景観重要建造物の指定において通知及び告示する「指定の理由となった外観の特徴」で、その存在が資料等で確認できる時点)の壁面等の位置から道路の側に超えず、かつ、市長が交通上、避難上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたときは、法第44条第1項本文の規定は適用しない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

4. 太宰府市街なみ整備助成事業補助金交付規則

〔平成 23 年 3 月 23 日〕
〔 条 例 第 12 条 〕

（趣旨）

第1条 この規則は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号。以下「歴史まちづくり法」という。）第 5 条第 8 項により認定された太宰府市歴史的風致維持向上計画に基づき、歴史的風致形成建造物及び当該建造物と一体となって良好な景観を形成する又は形成する見込みのある建造物等における事業（以下「補助事業」という。）を行う者に対して経費の一部を予算の範囲内で補助するものとし、その交付について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 街なみ整備助成事業 社会資本整備総合交付金交付要綱について（平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号）別添の社会資本整備総合交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に示された交付対象事業である街なみ環境整備事業に規定する街なみ整備助成事業をいう。

(2) 街なみ環境整備事業地区 交付要綱附属第 1 編 4-2-(9) に定義する街なみ環境整備事業地区をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語は、交付要綱及び歴史まちづくり法において使用する用語の例による。

（補助金交付対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者は、街なみ環境整備事業地区において指定された歴史的風致形成建造物及び当該建造物と一体となって良好な景観を形成する又は形成する見込みのある建造物等の所有者又は管理者で、歴史的風致維持向上計画に適合する街なみ整備助成事業を実施する者とする。ただし、太宰府市暴力団排除条例（平成 21 年条例第 34 号）に規定する暴力団及び暴力団員については、当該建造物等の所有者又は管理者であっても補助金の交付対象者となることができない。

（補助金の額等）

第4条 補助対象物件、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、別表に掲げる補助対象物件に応じ、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 前項の額が当該補助限度額欄に掲げる額を超えるときは、当該補助限度額を補助金の額とする。

4 市長が特に必要があると認める補助事業については、別表の規定にかかわらず、別に定めるものとする。

（補助事業の事前協議）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、補助事業について市長と必要な協議を行わなければならない。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、太宰府市街なみ整備助成事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、工事着手予定日の 1 月前までに、市長に提出しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 設計図書

(3) 補助対象経費に係る見積書

(4) 現況写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の太宰府市街なみ整備助成事業補助金交付申請書を受理したときは、太宰府市歴史的風致維持向上協議会の意見を聴き、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、太宰府市街なみ整備助成事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の実施）

第8条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定に係る補助条件を遵守するとともに、前条の審査を受けた内容に従い補助事業を実施しなければならない。

（補助金変更申請）

第9条 補助事業者が、補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに太宰府市街なみ整備助成事業補助金変更申請書（様式第 3 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、太宰府市街なみ整備助成事業補助金変更交付決定通知書（様式第 4 号）により、補助事業者通知するものとする。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助金の適正を期すため必要があるときは、補助事業者に報告を求め、又は担当職員にその補助事業工事箇所等に立ち入り検査させることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して20日を経過する日までに、太宰府市街なみ整備助成事業実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 経費精算内訳書
- (2) 支払証明書
- (3) 工事契約書等の写し
- (4) 完了写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、現地確認のうえ交付すべき補助金の額を確定し、太宰府市街なみ整備助成事業補助金交付確定通知書(様式第6号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、太宰府市街なみ整備助成事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(建築物等の保守)

第14条 補助金の交付を受けて整備された建築物等の所有者又は管理者は、当該建築物等の保守及び保全に努めるものとする。

(補助金交付決定の取消)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全額又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令又はこの規則若しくは市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(関係書類の整備)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経費の支出を明らかにした書類及び帳簿を常に整備し、市長の指示する日まで保管しておかななければならない。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この規則は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象物件	補助対象経費	補助率	補助限度額
歴史的風致形成建造物	対象物件の来歴に基づく増築、改築及び修繕等(構造耐力上主要な部分にかかる工事を含む)に要する経費	補助対象経費の2/3	800万円
修景対象建造物	外観について来歴に基づく新築、増築、改修、修繕等に要する経費	補助対象経費の2/3	300万円
外構 路外駐車場修景	公道又は公園その他公共の用に供する空き地から展望できる部分の門、塀、柵、生け垣、植栽、街灯等の整備に要する経費	補助対象経費の2/3	150万円

備考

補助対象物件は、太宰府市歴史的風致維持向上計画に適合する歴史的風致形成建造物及び当該建造物と一体となって歴史的風致を形成する建造物等とする。

5. 本ガイドラインにおける用語解説

【歴史的】

行為の目的、意匠ならびに構築材等について、概ね 50 年以上前から継続されているもの。

【伝統的】

行為の目的や意匠の祖形は、概ね 50 年以上前に求めることができるが、意匠や構築材等については現代的素材を使い適宜更新されてきているもの。

【様式】

部材、意匠、構造など多くの要素から成る集合体を指す。

例) 宰府の歴史的様式：宰府内にある歴史的建築物を構成する様々な要素から成る集合体

※本ガイドライン第 1 章（3）歴史的建築物の特性に記載

【意匠】

様式の一つの要素として機能し、形、デザインなどを指す。

【建築物】

家屋や倉庫など、建築されたもの。建築基準法第 2 条 1 項 1 号に規定されているもの。

【工作物】

擁壁、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、物見塔など。

【建造物】

工作物と建築物をあわせたもの。

【修理】

設計図、絵図、古写真等履歴調査に基づいて然るべき時代の姿に戻す行為。

【修景】

外観を周囲の歴史的景観に合わせて整える行為。

【修理基準】

建造物に残された痕跡、旧状を知ることができる設計図、絵図、古写真などを手掛かりとして建造物の存続や維持に必要な基準。

【修景基準】

歴史的建造物を規範とし、その地域が置かれた歴史的風致を害しないための基準で修理基準を補完するもの。

【下屋庇等】

参道沿いの店舗に天満宮参詣者等の雨除け、日除けのために施工された庇で、下屋庇、付庇を総称して表現したもの。

【屋外広告物等】

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。（屋外広告物法第 2 条第 1 項）また、屋内から常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する特定屋内広告物（太宰府市屋外広告物等に関する条例第 2 条）も含まれる。

【歴史的風致】

歴史まちづくり法第 1 条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。

【景観重要建造物】

景観計画区域内において良好な景観形成を推進する上で重要な建造物で、当該建造物の歴史的価値や文化的価値を問うものではありません。

【9～13 頁掲載意匠一覧】

9～13 頁記載番号	出典建築物
5・29・41	斎藤家住宅（新町）
6・36	西山家住宅（新町）
7・9・12・18・24・26・30・31・34・44	小田家住宅（参道）
8・15・19・23・50	甘木屋（参道）
2・10・28	杉村家住宅（小鳥居小路）
4・11	古川家住宅（小鳥居小路）
3・13・14・21・53	松屋（参道）
1・16	小野家住宅（参道）
17	高田家住宅（連歌屋）
20	大野屋（参道）
22・43	大和屋（参道）
25	斎垣以西古写真
27	斎垣以東古写真
33	吉村家住宅（小鳥居小路）
35	小山家住宅（小鳥居小路）【旧状】
37	高田家住宅（新町）
38・39	有岡家土蔵（小鳥居小路）
40・42	木村家住宅（新町）
46	定遠館土塀（宰府）
47	光明寺土塀（宰府）
32・45・48	吉嗣家住宅（宰府）
49	斎藤家住宅（宰府）
51	中嶋医院（連歌屋）
52	泉屋（参道）

太宰府市景観形成ガイドライン

一景観育成地区「天満宮と宰府宿地区編」一

刊行 平成 31 年 3 月

作成 太宰府市都市整備部都市計画課

景観・歴史のまち推進係

〒 818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目 1 番 1 号

TEL 092-921-2121

FAX 092-921-1601
